平成２４年（フ）第６６２号
栃木県那須郡那珂川町小川2871番地
破産者　川那子裕一
1　決定年月日　平成25年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１３４号
栃木県宇都宮市大通り３丁目３番21号
破産者　有限会社ホテル丸井
1　決定年月日　平成25年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２１８号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字大川戸224番地
破産者　ワーカーブル株式会社
1　決定年月日　平成25年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第４６５号
大阪市東成区深江北１丁目14番15号
破産者　大阪書籍株式会社
1　決定年月日　平成25年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５７５号
広島市安佐南区八木２丁目５番31号
破産者　有限会社チヒロ
1　決定年月日　平成25年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３６５号
広島県東広島市西条町寺家6618番地１　ロードハウスＡ102号
破産者　被相続人亡山本孝次相続財産
1　決定年月日　平成25年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５６号
愛媛県南宇和郡愛南町広見3367番地１
破産者　有限会社寿凡カンパニー
1　決定年月日　平成25年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２４年（フ）第２０８号
北海道島牧郡島牧村字江ノ島188番地
破産者　株式会社ソーイング島牧
1　決定年月日　平成25年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第１３７号
千葉県山武市松ヶ谷ロ731番地16
破産者　有限会社ＴＫサービス
1　決定年月日　平成25年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第４５６号
横浜市戸塚区下倉田町399番地下倉田森ビル２Ｆ
破産者　株式会社建創
1　決定年月日　平成25年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１２６１号
神奈川県海老名市本郷2325―10
破産者　ティ・アイエンジニアリング有限会社
1　決定年月日　平成25年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６３２号
神奈川県平塚市大神2810番地
破産者　株式会社三伸工業
1　決定年月日　平成25年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第５３５号
静岡市駿河区中島1707番地の３
破産者　有限会社はらだ家具工業
1　決定年月日　平成25年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１２０号
愛知県一宮市明地字東下城96番地
破産者　服部工業有限会社
1　決定年月日　平成25年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第１２号
和歌山県田辺市芳養松原２丁目19番16号
破産者　株式会社西山鉄工建設
1　決定年月日　平成25年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２３年（フ）第１５１号
愛媛県新居浜市萩生667番地１
破産者　株式会社モリス・コーポレーション
1　決定年月日　平成25年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第５８９号
熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼3760番地１
破産者　有限会社未来テック
1　決定年月日　平成25年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１３６０号
神奈川県相模原市中央区清新７丁目16―12―101、開始決定時の住所神奈川県相模原市中央区小山２丁目２―17―301
破産者　船山　昭彦
1　決定年月日　平成25年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３６３７号
東京都中央区銀座４丁目３―２　銀座橋ビルＢ１
破産者　乙崎　義孝
1　決定年月日　平成25年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３６３８号
東京都渋谷区上原２丁目38―11―101
破産者　乙崎いずみ（旧姓北村）
1　決定年月日　平成25年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３９２９号
東京都品川区豊町４丁目19―17
破産者　大島　昭光
1　決定年月日　平成25年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５０３４号
千葉県鎌ケ谷市西道野辺３―21―308、開始決定時の住所千葉県鎌ケ谷市西道野辺３―16―202
破産者　坪井　　進
1　決定年月日　平成25年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５１２３号
千葉県鎌ケ谷市西道野辺３番16―202号
破産者　有限会社豊進
1　決定年月日　平成25年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部